

「法律婚」と「事実婚」

法的保護に差はある?

ここ数年、婚姻の社会的実体があつても、婚姻届を提出していない事実婚(内縁)が増えている。子ども、財産分与、慰謝料、労災保険、年金の社会保障など法的保護に未入籍ゆえの差は今もあるのか。弁護士法人あすかの谷脇裕子弁護士にケースごとに分け聞いた。(生活防衛取材班)

日常生活に支障なし

昔と比べ、共に暮らす男女のあり方は、結婚という形式にとらわれず、いろいろな形をとるようになってきた。夫婦同然の生活をしながら、婚姻届を提出していない「事実婚」もその一つ。これに対し、婚姻届を出した普通の結婚は「法律婚」と呼ぶ。

事実婚のパートナーは、法律婚の夫婦に準じる関係として双方への貞操義務、同居義務、協力義務、扶養義務、婚姻費用分担義務など一定の法的保護が与えられている。さらに、手術の同意もでき、法律

婚と事実婚は日常生活では両者にほとんど違いはない。では、社会保険や生命保険はどうなのか。事実婚でも、税制上の優遇などは認められないものの、妻が専業主婦なら夫の健康保険の扶養家族、公的年金保険の第3号被保険者になり、会社員の夫が亡くなれば遺族年金を受けられる。社会保障においては、法律婚に準じた扱いが受けられ不都合は生じない。このほかにも、内縁不当破棄による損害賠償、内縁解消時の厚生年金分割や財産分与も可能。

事実婚のパートナーの万が一は死亡だけではない。認知症の進行によって判断能力が弱まってしまつたとき、本人確認の制度が厳しくなった今、たとえ入籍した夫婦であっても、パートナーの預金を窓口で勝手に下ろすことは原則でできない。しかし、正式に婚姻している配偶者であれば、正式な援助を行う「成年後見人」を選ぶ手続きに進むことができる。

この場合、家庭裁判所を経由して手続きをするが、裁判所に申し立てできる親族は基本的に「4親等内」と限定されている。この4親等内の中には配偶者は含まれ

リスクに対し 早めの対策を



弁護士法人あすか
谷脇裕子弁護士

プロフィル

愛知県豊田市出身。静岡大学人文学部卒業。広島修道大学法科大学院に入学。平成21年12月から弁護士法人あすかに所属。重点取扱分野は不動産に関する問題、離婚・相続など。

相続で直面する不利な現実

法律婚と事実婚の決定的違いは、死後保険金の受け取りや相続である。多くの生命保険会社は、「死」または2親等以内の血族としているため、死後保険金の受取人を事実婚のパートナーにしたい場合、契約を拒否されることもある。

現行制度では正式な形で婚姻し

て、立場が大きく違うのが現実。実は事実婚のパートナーには相続権は認められていない。おのずと遺産は亡くなった側の親や兄弟姉妹などの相続人が相続することになる。事実婚のパートナーとの別れが、生きている間である関係解消なのか、死後が原因なのかによつても異なるが、二人で築いた共有財産についても法律婚のようにはいかないため注意が必要。

事実婚の夫婦の間に子どもが生まれた場合は非嫡出子として扱われ、子どもは母親の戸籍に入り、親権も母親の単独親権となる。父親が認知したとしても法的な結婚をしていないので、その子どもが父親の戸籍に入ることはない。父親が認知すれば父親の遺産を相続できるものの、父親にほかに実子(嫡出子)がいると、相続割合は実子の2分の1となる。

事実婚で認められない権利

- ・夫婦同一姓名
- ・子の嫡出性の推定(非嫡出子になる)
- ・婚姻による成年(未成年者が婚姻したとき、保護や制約がなくなり成年に達したとみなされ手続きなどに親の承諾は必要なくなるが、事実婚の場合は認められない)
- ・夫婦間の契約取消権
- ・配偶者の相続権(ただし遺言によって贈与することは可能)
- ・税金の配偶者控除

が、事実婚のパートナーは含まれない。婚姻届を提出しない「事実婚」を選択するなら、現実として起こりうることにできるだけ注意を払うとともに、このリスクに対し早めの対策をしていくことが大切。